

平成十八年六月十六日受領
答弁第三一六号

内閣衆質一六四第三一六号

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中華民国と中華人民共和国の継承関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出中華民国と中華人民共和国の継承関係に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

千九百十二年以降中国を代表する政府であった中華民国政府は、「中華民国」を正式国名として使用していた。我が国政府は、中国は一つであるとの認識の下、千九百七十二年に、この中華民国政府に代わって、千九百四十九年以降「中華人民共和国」を正式国名として使用していた中華人民共和国政府を中国を代表する政府として承認している。

七について

国家承継とは、一般に、国際法上、一定地域についての領域主権が、ある国からその後継国に移る場合に、国際法上の権利及び義務がその後継国に承継されることをいうと承知している。

八について

「中華人民共和国」と「中華民国」との関係は一から六までについて述べたとおりであり、国家承継の問題は存在しない。